**東大阪市管理の公道（市認定・法定外道路）に設置されている公共桝について**

　建物新築時等、新たに排水設備を設ける際

**公道上にある公共桝をそのまま使用することはでき　ません。**

・公共桝移設の制度がございます。（申請から移設完了まで概ね3か月程度）

・開発行為・開発指導要綱に係る場合、またはスケジュール調整が困難な場合は事業者による敷地内への移設が必要です。

・私道は移設不要です。

**※その他ご不明な点は職員にお尋ねください。**

**令和5年9月1日　　　下水道維持管理課**